

## 神奈川県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、神奈川県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他神奈川県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

(委員でない者の出席)

第7条 審査会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、神奈川県教育委員会教育局行政部教職員企画課において処理する。

(会長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。